

1-4 信託関係

解答の1(2)④の下線部を修正する。

1 受益者等に対する課税関係

(2) 贈与税の非課税財産 (法21の3④四、法21の4①、措法70の2の2①、措法70の2の3①)

- ④ 平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に、個人（結婚・子育て資金管理契約を締結する日において18歳以上50歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と受託者との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金もしくは貯金として預入をした場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額（既にこの規定の適用を受けた金額がある場合には、その金額を控除した残額）に相当する部分

ただし、その個人のその信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない。

2-3 親族関係

解答の5の下線部を修正する。

- 5 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税
(措法70の2の3①)

平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に、個人（結婚・子育て資金管理契約を締結する日において18歳以上50歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と受託者との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金もしくは貯金として預入をした場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額（既にこの規定の適用を受けた金額がある場合には、その金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。ただし、その個人のその信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない。

令和7年度 税制改正レポート

TAC出版

令和7年度税制改正は、令和6年12月27日に閣議決定、令和7年3月31日に成立し、公布されました。今回は、令和7年度税制改正及びその他近年の税制改正の中から、特に注目すべき改正事項を取り上げます。

★【税制改正の一般的な手続きの流れ】

- 1 4月～ 政府税制調査会への諮問、同調査会における調査・審議
- ↓
- 2 12月中旬～下旬 税制改正大綱の閣議決定
- ↓
- 3 翌年1月下旬～2月初旬 税制改正法案の国会提出
- ↓
- 4 ～3月31日 税制改正法の公布

★【税制改正の情報入手方法のうち主だったもの】

- (1) 税制改正の速報解説など、税制に関する情報をいち早く入手したい場合
週刊 Web 情報誌：Profession Journal →<https://profession-net.com/professionjournal/>
※ (株)プロフェッションネットワークは、(株)清文社と TAC(株)の合併会社です。
- (2) 税制の確定事項・各省庁の要望事項など、税制に関する政策を確認検証したい場合
財務省ホームページ「政策一覧→税制→毎年度の税制改正」を中心に閲覧すると便利
- (3) 税制の各省庁の要望事項、政府税制調査会の議論・答申を詳しく確認検証したい場合
内閣府ホームページ「活動・白書等→審議会・懇談会等→税制調査会」を中心に閲覧すると便利
- (4) 税制の事務的取り扱いや個別通達等の改正など
国税庁ホームページ「新着情報」もしくは「税について調べる」、
または政権与党のホームページを中心に閲覧すると便利

令和7年度税制改正より一部抜粋

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げを行います。その上で、低～中所得の方の税負担への配慮から、基礎控除の特例として、所得額に応じた上乘せを行います。就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行います。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等を上げます。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充します。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行います。これらにより、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応します。

■ ■ 法人税法 ■ ■

1 法人税率の特例（措法42の3の2）

中小法人等の、所得金額が年10億円を超える事業年度については、年800万円以下の所得金額につき適用される税率が17%に変更された。

また、中小通算法人の年800万円以下の所得金額につき適用される税率につき、15%の適用を受けることができず、19%に変更された。

【年800万円以下の所得金額に適用される税率】

	改正前	改正後
中小法人等	15%	15%（所得金額が年10億円を超える事業年度は17%）
中小通算法人	15%	19%

2 延払基準

リース譲渡を行った場合に、延払基準の方法により経理した収益の額及び費用の額を益金の額及び損金の額に算入する規定は廃止された。

3 賃貸借取引に係る費用（法53）

リース会計基準の改正により、いわゆるオペレーティング・リース取引を行った場合には、ファイナンス・リース取引と同様に売買取引に準じた会計処理がされることとなったが、法人税法上は従来と変わらず、賃貸借取引に準じた処理とされ、支払賃借料につき債務確定基準により損金算入されることが明文化された。

4 外国子会社合算税制（措法66の6）

外国子会社合算税制の適用がある場合には、課税対象金額相当額又は部分課税対象金額相当額は、その内国法人の収益の額とみなして、益金の額に算入する。

この益金算入時期について、その外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度に変更された。

【益金算入時期】

改正前	改正後
各事業年度終了の日の翌日から2月	各事業年度終了の日の翌日から4月

■ ■ 所得税法 ■ ■

1 各種所得等

1 リース譲渡に係る延払基準（法65）

令和7年改正をもって、廃止された。

なお、所定の経過措置が設けられている。

(注) 令和7年3月31日以前に行われたリース譲渡については、改正前の取扱いによる。

2 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却（措法10の3）

適用期限が令和9年3月31日まで（改正前：令和7年3月31日まで）2年間延長された。

3 医療用機器等の特別償却（措法12の2）

適用期限が令和9年3月31日まで（改正前：令和7年3月31日まで）2年間延長された。

2 税額計算

1 中小事業者が機械等を取得した場合の特別控除（措法10の3）

適用期限が令和9年3月31日まで（改正前：令和7年3月31日まで）2年間延長された。

2 住宅借入金等特別控除（措法41⑬⑳）

令和6年改正により、認定住宅等の新築等又は建築後使用されたことのないものの取得並びに買取再販認定住宅等の取得について、子育て世代の住宅借入金等の限度額が引き上げられているが、これが令和7年12月31日居住開始まで（改正前：令和6年12月31日居住開始まで）1年間延長された。

同様に、令和6年改正により、小規模住宅の特例が追加されているが、これも1年間延長された。

なお、いずれも、従前の取扱いを維持したものである。

(1) 子育て世代の住宅借入金等の限度額（認定住宅等の新築等又は建築後使用されたことのないものの取得並びに買取再販認定住宅等の取得）

① 対象者（特例対象個人）

- | | |
|---|-----------------------------|
| イ | 年齢40歳未満であって配偶者を有する者 |
| ロ | 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者 |
| ハ | 年齢19歳未満の扶養親族を有する者 |

② 住宅借入金等の限度額

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

(2) 小規模住宅の特例

認定住宅等（認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅）の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得である場合には、床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋で令和7年12月31日以前に建築確認を受けたものも対象となる。

なお、適用を受けようとする各年のうち、合計所得金額が1,000万円以下である年に限り適用する。

3 住宅特定改修特別控除（措法41の19の3⑦）

令和6年改正により、特定の改修工事の範囲に、子育て世代による子育て対応改修工事が追加されたが、これが令和7年12月31日居住開始まで（改正前：令和6年12月31日居住開始まで）1年間延長された。

また、この延長に伴い、連年適用を不可とする適用除外規定が設けられた。

(1) 子育て対応改修工事

① 対象者（特例対象個人）

- イ 年齢40歳未満であって配偶者を有する者
- ロ 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者
- ハ 年齢19歳未満の扶養親族を有する者

② 所得要件

合計所得金額2,000万円以下

③ 対象となる工事（子育て対応改修工事）

住宅内における子どもの事故を防止するための工事、対面式キッチンへの交換工事、開口部の防犯性を高める工事、収納設備を増設する工事、開口部・界壁・床の防音性を高める工事、間取り変更工事（一定のものに限る。）であって、その工事に係る標準的な費用の額（補助金等の額控除後の金額）が50万円を超えること等の要件を満たすもの

(2) 適用除外

(1)の規定は、その年の前年（令和6年）において(1)の規定の適用を受けている場合には、適用しない。

令和7年1月1日以後に居住開始するものについて適用される。

■参考：令和7年税制改正のうち、令和7年12月1日を施行日とする規定

令和7年改正により、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応を目的として、給与所得控除額及び基礎控除額が引き上げられ、また特定親族特別控除が設けられた。

また、これらの改正に伴い、家内労働者の特例の控除額及び各種所得控除の適用要件（所得要件）が引き上げられている。

なお、これらの改正項目は、いずれも、令和7年12月1日を施行日としている。

■ ■ 相続税法 ■ ■

1 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

適用期限が延長された。

● 改正後の適用時期

平成27年4月1日から令和9年3月31日

※ 施行日は令和7年4月1日。

2 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除

特例事業受贈者の要件が一部改正された。

● 特例事業受贈者の要件

【改正前】

その贈与の日まで引き続き3年以上にわたりその特定事業用資産に係る事業（その事業に準ずるものとして一定のものを含む。）に従事していたこと。

【改正後】

その贈与の直前においてその特定事業用資産に係る事業（その事業に準ずるものとして一定のものを含む。）に従事していたこと。

※ 令和7年1月1日以後の贈与により取得する特定事業用資産に係る贈与税について適用する。

3 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

特例経営承継受贈者の要件が一部改正された。

● 特例経営承継受贈者の要件

【改正前】

その贈与の日まで引き続き3年以上にわたりその特例認定贈与承継会社の役員その他の地位として一定のものを有していること。

【改正後】

その贈与の直前においてその特例認定贈与承継会社の役員その他の地位として一定のものを有していること。

※ 令和7年1月1日以後の贈与により取得する非上場株式等に係る贈与税について適用する。

■ ■ 消費税法 ■ ■

1 令和7年4月1日に施行されるもの

令和7年度の税制改正で令和7年4月1日に施行されるもののうち、主な規定は以下のとおりである。

1 改正規定の内容

(1) リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止（法16）

なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行ったことがある事業者については、一定期間の経過措置が設けられており、延払基準の方法により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとされている。

また、廃止に伴い、従前より消費税法施行令に規定されていた「個人事業者の山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例」（旧令36）が消費税法第16条に規定されることとなる。

※延払条件付譲渡とは？

延払条件付譲渡とは、所得税法に規定する次に掲げる要件を満たす譲渡をいう。

- ① 賦払回数が3回以上
- ② 賦払期間が2年以上
- ③ 頭金が対価の額の3分の2以下

2 上記1以外のもの

1 改正規定の内容

(1) 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

（改正・法8）

消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。

- ① 消耗品について免税購入対象者の同一店舗1日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分を廃止する。
- ② 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止する。

※ 上記の改正規定は、令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用される。

■■ 事業税 ■■

● 外形標準課税の適用対象法人の見直し

(1) 減資への対応（令和7年4月1日施行）

現行基準（資本金の額が1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形対象法人であって、その事業年度に資本金の額が1億円以下で、資本金の額及び資本剰余金の額の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

(2) 100%子法人等への対応（令和8年4月1日施行）

資本金の額及び資本剰余金の額の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金の額と資本剰余金の額の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

■■住民税■■

1 個人住民税

1 給与所得控除額の見直し（所法 28③）

⇒ 令和8年度以後の住民税について適用。

〔パターン1〕

改正前

収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%－10万円（最低55万円）
180万円超～ 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超～ 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超～ 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

改正後

収入金額	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超～ 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超～ 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超～ 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

〔パターン2〕

改正前

収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%－10万円（最低55万円）
180万円超～ 360万円以下	62万円＋（収入金額－180万円）×30%
360万円超～ 660万円以下	116万円＋（収入金額－360万円）×20%
660万円超～ 850万円以下	176万円＋（収入金額－660万円）×10%
850万円超	195万円

改正後

収入金額	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超～ 360万円以下	65万円＋（収入金額－190万円）×30%
360万円超～ 660万円以下	116万円＋（収入金額－360万円）×20%
660万円超～ 850万円以下	176万円＋（収入金額－660万円）×10%
850万円超	195万円

2 家内労働者の特例（措法27）

⇒ 令和8年度以後の住民税について適用。

(1) 適用要件（措法27、措令18の2）

外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して人的役務の提供を行うことを業務とする者が、事業所得又は雑所得を有する場合で、次の要件を満たすとき

※
事業所得及び雑所得の実額経費 < 65万円（改正前：55万円）
※ 給与所得があるときは、給与所得に係る収入金額を控除した残額

(2) 取扱い（措法27、措令18の2）

① 事業所得又は雑所得のいずれかを有する場合

次の金額を事業所得又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入できる。

(1) 実額経費
(2) 65万円（改正前：55万円）－給与所得に係る収入金額
(3) (1)と(2)のいずれか多い金額（所得限度）

② 事業所得及び雑所得を有する場合

(1) 事業所得に係る必要経費

- ① 事業所得の実額経費
- ② 下記(2)②の金額－雑所得の総収入金額 ← 雑所得で(2)②が雑所得の総収入金額を超える場合
- ③ ①＋②＝×××

(2) 雑所得に係る必要経費

- ① 雑所得の実額経費
- ② 65万円（改正前：55万円）－給与所得に係る収入金額－事業所得の実額経費
- ③ ①と②のいずれか多い金額（所得限度）

3 同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件（法23①七、九、292①七、九）

⇒ 令和8年度以後の住民税について適用。

前年の合計所得金額要件を58万円以下（改正前：48万円以下）とする。

4 ひとり親の生計を一にする子の所得要件（法34①八の二、314の2①八の二）

⇒ 令和8年度以後の住民税について適用。

前年の課税標準の合計額要件を58万円以下（改正前：48万円以下）とする。

5 勤労学生の所得要件（法 34①九、314 の 2①九）

⇒ 令和8年度以後の住民税について適用。

前年の合計所得金額要件を85万円以下（改正前：75万円以下）とする。

6 特定親族特別控除の創設（法 34①十二、314 の 2十二）

⇒ 令和8年度以後の住民税について適用。

所得割の納税義務者が特定親族を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の課税標準から次の控除額を控除する。

※ 特定親族

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

（前年の）合計所得金額	所得税控除額	住民税控除額
58万円超 85万円以下	63万円	45万円
85万円超 90万円以下	61万円	
90万円超 95万円以下	51万円	
95万円超 100万円以下	41万円	41万円
100万円超 105万円以下	31万円	31万円
105万円超 110万円以下	21万円	21万円
110万円超 115万円以下	11万円	11万円
115万円超 120万円以下	6万円	6万円
120万円超 123万円以下	3万円	3万円

所得税と住民税で
控除額が異なる

所得税と住民税の
控除額が同じ

【特定親族特別控除の規定】（法 34①十二、314 の 2十二）

道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（自己の配偶者を除く。）及び児童福祉法の規定により里親に委託された児童（青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）で前年の合計所得金額が58万円超123万円以下であるもの（以下「特定親族」という。）を有する場合には、その者の前年の所得について算定した課税標準から、次の区分に応じ、それぞれに定める金額を控除する。

(1) 前年の合計所得金額が95万円以下である特定親族 … 45万円

(2) 前年の合計所得金額が95万円超115万円以下である特定親族

… 63万円－{（その特定親族の前年の合計所得金額－840,001円）×2}

※ カッコ内の金額が10万円の整数倍の金額から8万円を控除した金額でないときは、10万円の整数倍の金額から8万円を控除した金額でカッコ内の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。

(3) 前年の合計所得金額が120万円超である特定親族 … 3万円

7 配偶者特別控除の適用除外（法34⑩の二、314の2⑩の二）

⇒ 令和8年度分以後の住民税について適用。

配偶者特別控除の適用について、その配偶者が所得割の納税義務者として配偶者控除の適用を受けている場合は適用できないこととされた。

【例示1】

- (1) 納税義務者甲の合計所得金額 47万円
- (2) 甲の妻の合計所得金額 47万円

この場合、甲も甲の妻もそれぞれの非課税判定において、「同一生計配偶者」に該当するため、非課税基準額を考慮すると、ともに非課税となる。

【例示2】

- (1) 納税義務者乙の合計所得金額 113万円
- (2) 乙の妻の合計所得金額 47万円

この場合、乙の妻は乙の「同一生計配偶者」に該当するが、乙の非課税基準額（112万円）を考慮しても乙は所得割が非課税とならないため、乙が配偶者控除を受ける。

一方、乙の妻も非課税基準額（45万円）を考慮しても非課税とならず、乙を配偶者として配偶者特別控除（21万円）を受けることになる。

令和8年度からは、乙が配偶者控除を受ける場合には、乙の妻は配偶者特別控除を受けられないこととされた。

2 法人住民税

1 法人税割の課税標準

(1) グローバル・ミニマム課税の法制化に伴う措置

⇒ 令和8年4月1日以後開始の対象会計期間から適用。

法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を含まないこととされた。(法23①四、292①四)

(2) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除

⇒ 令和7年4月1日以後開始の対象会計期間から適用。

中小企業者等に該当する者がこの規定の適用を受けた場合に、法人税割の課税標準である法人税の額に含まないこととする措置を廃止することとされた。(法附則8)

2 特定寄附金税額控除（企業版ふるさと納税）の延長（法附則8の2の2）

⇒ 適用期限を令和10年3月31日（改正前：令和7年3月31日）まで3年間延長。